

新しい総合事業におけるサービス類型の想定イメージ

資料5

◎ 現時点での想定イメージであり、今後の検討により内容が変更される場合があります。

【訪問型サービス】

	①現行の訪問介護相当のサービス	②緩和した基準によるサービス	③緩和した基準によるサービス (生活援助特化型)	④短期集中型介護予防サービス (訪問型)																					
国ガイドラインでの 類型	現行の訪問介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）		短期集中型介護予防サービス (訪問型サービスC)																					
利用者	要支援の認定を受けている者で、訪問 介護員による専門的なサービスの提 供が必要な者	要支援の認定を受けている者及び、新 たに基本チェックリスト該当者で一 定程度の専門的なサービスが必要と 認められた者	要支援の認定を受けているが専門的 なサービスが不要である者及び、新 たに基本チェックリスト該当者で一 定程度の介助（手助けと見守り）によ り自立を促せる状態にある者	・短期集中型介護予防サービス（通所 型）の利用者 ・訪問による相談・指導が必要な者																					
サービス内容	現行の介護予防訪問介護同様、有資格 者による身体介護と生活援助 * 国通知（老計第10号）に定める訪 問介護の具体的な行為の範囲内	基本的に生活援助に限定。 ただし、一定程度の専門的なサービス が必要と認められた者に関しては、身 体介護の提供も可能。 * 原則として国通知に定める訪問介 護の具体的な行為の範囲内	生活援助に限定 * 原則として国通知に定める訪問介 護の具体的な行為の範囲内	指導員（保健師、看護師、栄養士、歯 科衛生士、リハビリテーション専門職 （理学療法士等））が自宅を訪問し、 生活の状況を踏まえながら、運動・栄 養・口腔などの介護予防に関する助言 を個別に実施																					
サービス利用回数	現行に同じ	1回1時間程度、利用回数は検討中		期間：3～6ヶ月																					
人員基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以 上 ※1</td> </tr> <tr> <td>サービス 提供責任 者</td> <td>介護福祉士、実 務研修修了者等</td> <td>常勤の訪問介護員 のうち利用者40 人に1人以上 ※2</td> </tr> <tr> <td>訪問介護 員等</td> <td>介護福祉士、初 任者研修修了者</td> <td>常勤換算 2.5以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷 地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤・専従1以 上 ※1	サービス 提供責任 者	介護福祉士、実 務研修修了者等	常勤の訪問介護員 のうち利用者40 人に1人以上 ※2	訪問介護 員等	介護福祉士、初 任者研修修了者	常勤換算 2.5以上	<p>国が示すガイドラインを基本に仙台市独自の基準を加味する</p> <p>&lt;参考&gt;国ガイドラインでの基準のイメージ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>専従1以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>訪問事業 責任者</td> <td>介護福祉士、初 任者研修修了者 及び一定の研 修受講者</td> <td>従事者のうち必 要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷 地内の他事業所等の職務に従事可能</p>			必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1以上 ※1	訪問事業 責任者	介護福祉士、初 任者研修修了者 及び一定の研 修受講者	従事者のうち必 要数	保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、 リハビリテーション専門職（理学療法 士等）
	必要な資格	配置要件																							
管理者	なし	常勤・専従1以 上 ※1																							
サービス 提供責任 者	介護福祉士、実 務研修修了者等	常勤の訪問介護員 のうち利用者40 人に1人以上 ※2																							
訪問介護 員等	介護福祉士、初 任者研修修了者	常勤換算 2.5以上																							
	必要な資格	配置要件																							
管理者	なし	専従1以上 ※1																							
訪問事業 責任者	介護福祉士、初 任者研修修了者 及び一定の研 修受講者	従事者のうち必 要数																							
設備基準	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービス提供に必要な設備及び備品を備える	—																							
報酬・委託料に対する 基本的な考え方	現行の介護予防訪問介護と同様	現行の介護予防訪問介護より低い水 準	現行の介護予防訪問介護より低い水 準（②より低額）	現行の訪問型介護予防事業の報酬と 同程度																					
利用者負担	現行の保険給付での利用者負担割合を基本に、次期制度改正の動向等を踏まえながら今後検討			今後詳細検討																					
事業者の指定／補助	事業者指定	事業者指定	事業者指定／委託	専門職への委嘱／委託																					

\* 国通知（老計第10号）で定める訪問介護の具体的な行為

身体介護	○サービス準備・記録等 ○排泄・食事介助	○清拭、入浴、身体整容 ○体位変換、移動・移乗介助、外出介助	○起床及び就寝介助 ○服薬介助	○自立生活支援のための見守りの援助
生活援助	○サービス準備等 ○掃除	○洗濯 ○ベッドメイク	○衣類の整理・被服の補修 ○一般的な調理、配下膳	○買い物・薬の受け取り

新しい総合事業におけるサービス類型の想定イメージ

◎ 現時点での想定イメージであり、今後の検討により内容が変更される場合があります。

【通所型サービス】

	⑤現行の通所介護相当のサービス	⑥緩和した基準によるサービス	⑦緩和した基準によるサービス (生活援助特化型)	⑧短期集中型介護予防サービス (通所型)																											
国ガイドラインでの 類型	現行の通所介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス (通所型サービスA)		短期集中予防サービス (通所型サービスC)																											
利用者	要支援の認定を受けている者で、多様なサービス (A～C) ではなく、現行相当の専門的なサービスの提供が必要な者	要支援の認定を受けている者及び、新たに基本チェックリスト該当者で一定程度の専門的なサービスが必要と認められた者	要支援の認定を受けているが専門的なサービスが不要である者及び、新たに基本チェックリスト該当者で状態が安定しているが、緩和した基準のサービス提供により自立を促せる状態にある者	要支援の認定を受けている者及び、新たに基本チェックリスト該当者で一定程度の専門的なサービスを受け、ADLやIADLの改善が見込めると判断された者																											
サービス内容	現行の介護予防通所介護同様	介護予防に関する機能訓練に特化したサービス	介護予防に関する講話やセミナー、レクリエーション、軽運動、教養講座、趣味活動、地域活動等	生活機能を改善するための運動器・口腔器の機能向上や栄養改善等の複合プログラムを専門職により短期集中的に提供																											
サービス利用回数	現行に同じ	1回2～3時間程度(週2回を限度とする)	週1回(2～3時間程度)	期間：3ヶ月、複合プログラム 1回2時間程度、週2回を限度																											
人員基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>常勤・専従1以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>介護福祉士等</td> <td>専従1以上</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>看護師等</td> <td>利用者11人～ 専従1以上</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>なし</td> <td>●利用者15人まで 専従1以上 ●利用者15人超 専従1+必要数</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>理学療法士等</td> <td>1以上 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>		必要な資格	配置要件	管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1	生活相談員	介護福祉士等	専従1以上	看護職員	看護師等	利用者11人～ 専従1以上	介護職員	なし	●利用者15人まで 専従1以上 ●利用者15人超 専従1+必要数	機能訓練指導員	理学療法士等	1以上 ※1	<p>国が示すガイドラインを基本に仙台市独自の基準を加味する</p> <p>&lt;参考&gt;国ガイドラインでの基準のイメージ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>必要な資格</th> <th>配置要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理者</td> <td>なし</td> <td>専従1以上 ※1</td> </tr> <tr> <td>従事者</td> <td>なし</td> <td>●利用者15人まで 専従1以上 ●利用者15人超 専従1+必要数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>			必要な資格	配置要件	管理者	なし	専従1以上 ※1	従事者	なし	●利用者15人まで 専従1以上 ●利用者15人超 専従1+必要数	機能訓練指導員、看護職員、介護職員等を必要数配置
	必要な資格	配置要件																													
管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1																													
生活相談員	介護福祉士等	専従1以上																													
看護職員	看護師等	利用者11人～ 専従1以上																													
介護職員	なし	●利用者15人まで 専従1以上 ●利用者15人超 専従1+必要数																													
機能訓練指導員	理学療法士等	1以上 ※1																													
	必要な資格	配置要件																													
管理者	なし	専従1以上 ※1																													
従事者	なし	●利用者15人まで 専従1以上 ●利用者15人超 専従1+必要数																													
設備基準	現行の運営基準と同等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供するために必要な場所(利用定員×3㎡で得た面積以上を基本)</li> <li>・サービスを提供するために必要な設備及び備品</li> <li>・消火設備その他非常災害に必要な設備</li> </ul>		事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設置。また、必要な設備及び備品を確保。																											
報酬・委託料に対する基本的な考え方	現行の介護予防通所介護と同様	現行の介護予防通所介護より低い水準	現行の介護予防通所介護より低い水準(⑥より低額)	現行の通所型介護予防事業の報酬と同程度																											
利用者負担	現行の保険給付での利用者負担割合を基本に、次期制度改正の動向等を踏まえながら今後検討			今後詳細検討																											
事業者の指定/補助	事業者指定	事業者指定	事業者指定/委託	委託(公募)																											